

第3節 手術医療機器等加算

K930 脊髄誘発電位測定等加算

【注の削除】

注 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に当たって、脊髄誘発電位測定等を行った場合に算定する。

(削除)

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算

【注の見直し】

注 区分番号K349からK365までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

注 区分番号K350からK352まで、K352-3、K362-2及びK365に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算

【注の見直し】

注 区分番号K349からK365までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

注 区分番号K340-3からK340-7及びK349からK365までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。